

八街市地域福祉計画策定委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市地域福祉計画策定委員会の公募委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は3名とする。

3 公募の方法

公募は、広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の任期

令和4年8月1日から計画の策定が終了するまで

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和4年8月1日時点で市内に在住、在勤又は通学している18歳以上の者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和4年8月1日時点で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 市税などの滞納がない者
- (6) 平日の会議に参加できる者

6 募集期間

令和4年6月1日から令和4年6月30日まで

7 応募方法

応募者は申込書に必要事項を記入のうえ、「地域の課題解決に向けて私ができること、地域に必要な連携について」に関するレポート（任意様式1，200字以内）を添えて、社会福祉課へ提出するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市地域福祉計画策定委員会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育部長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、社会福祉課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。

11 報償

会議への出席1回につき5,000円